

1 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制関係

(土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務関係 条例第36条)

(土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務)

第36条 鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体(以下「特定有害物質等」という。)を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(趣旨)

この規定は、土壌及び地下水汚染対策として、まず講ずべき施策は汚染の未然防止を図ることであることから、土壌又は地下水の汚染の原因となる有害物質を取り扱う者は、みだりに、有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、若しくは地下に浸透させてはならない旨を規定したものです。

(解説)

- (1) 「特定有害物質」とは、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、トリクロロエチレン等25物質を規則第36条で定めました。この物質は、土壌汚染対策法第2条で定める特定有害物質と同じ物質です。
- (2) 「特定有害物質等」とは、特定有害物質を含む原材料、製品、不要物等をいいます。性状は、固形物又は液体のものです。
- (3) 「取り扱う者」とは、事業者、個人にかかわらず、取り扱う者すべてであり、取り扱う量や期間により限定されるものではありません。
- (4) 「みだりに」とは、有害物質等を正当な理由がなく飛散、流出等させないことであり、有害物質を含む農薬を適切に散布することは正当な理由に当たるため、こうした行為まで禁止するものではありません。

Q 特定有害物質等とは特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体と規定されているが、固体若しくは液体とは具体的にどのようなものか。

A 特定有害物質を含んだ製品、原料、薬品、廃液などの固体状あるいは液体状のもので、例えば、メッキ施設で使用されるシアンや六価クロムなどの薬品類、それらが含まれる廃液などが該当します。

Q 特定有害物質等を取り扱う者とは、一般県民も含むすべての者か、あるいは一定規模以上の量を取り扱う事業者を対象としているのか。

A 事業者に限らず、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管等により取り扱う者すべてを対象としています。

(特定有害物質等を取り扱う施設の点検関係 条例第37条)

(特定有害物質等を取り扱う施設の点検)

第37条 特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。

(趣旨)

この規定は、土壌汚染及び地下水汚染の未然防止並びに早期発見の観点から、「特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。」としたものです。また、業として取り扱う者は、一般的に、取り扱う量と取り扱う機会が比較的多く、その社会的責任も大きいことから、日常的に施設の点検を行うよう努力義務の規定を設けたものです。

(解説)

- (1) 「業として取り扱う者」とは、反復継続して特定有害物質等を取り扱う者をいいます。
- (2) 「特定有害物質等を取り扱う施設」とは、製造施設、使用施設、処理施設、保管施設等の恒常的に特定有害物質等を取り扱う施設が考えられます。
- (3) 「点検」とは、目視等による施設点検、消防法等他の法令を参考とした点検等を操業開始時などに日常的に行うことにより、特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を確認する行為です。

(土壌汚染等対策指針の策定等関係 条例第38条)

(土壌汚染等対策指針の策定等)

第38条 知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針(以下「土壌汚染等対策指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

(趣旨)

- (1) 第1項は、土壌及び地下水汚染に係る汚染の状況等の調査並びに汚染による人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止措置が、的確かつ信頼性のあるものとして行われるよう、知事が汚染状況の調査方法、汚染の除去、汚染の拡散の防止措置等を土壌汚染等対策指針として定めることとしたものです。なお、条例は法を補完するものであることから、指針で定めた調査方法は法に準じたものとしています。

(2) 第2項は、土壌汚染等対策指針が、土壌及び地下水汚染に係る調査並びに措置を講ずる際の基本となるものであることから、指針を定めたときや変更したときに公示することにより、広く県民に周知を図ることとしたものです。

(解説)

「土壌汚染等対策指針」とは、汚染状況の調査方法、汚染の除去、汚染の拡散の防止措置の方法等について、知事が定めるものです。その内容は、次のとおりです。

- (1)土地の形質変更時における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等調査の方法等
- (2)汚染状況の調査の調査対象物質、調査対象地、調査の方法等
- (3)汚染が判明した場合の応急措置の方法
- (4)汚染の除去等の措置の方法
- (5)汚染の拡散を防止するための措置の方法
- (6)リスクコミュニケーションの推進及び措置の期間中の環境保全対策の実施内容

土壌汚染等対策指針については、平成22年度にその全部を改正しており、公示については、平成22年9月28日の愛知県公報に愛知県告示第571号として登載しています。

また、環境部のWeb ページ「あいちの環境」にも掲載しています。

(汚染の状況の調査等関係 条例第39条)

(汚染の状況の調査等)

第39条 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所(以下「特定有害物質等取扱事業所」という。)を設置している者(以下「特定有害物質等取扱事業者」という。)は、土壌汚染等対策指針に従い、当該特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下「土壌汚染等調査」という。)を行うよう努めなければならない。

2 特定有害物質等取扱事業者は、その特定有害物質等取扱事業所(規則で定めるものに限る。)の全部又は一部の廃止をしようとするときは、土壌汚染等対策指針に従い当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3 知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準(以下「土壌汚染等対策基準」という。)に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4 知事は、第2項の規定により土壌汚染等調査を行うべき特定有害物質等取扱事業者又は前項の規定により土壌汚染等調査を行うことを求められた特定有害物質等取扱事業者に資力がないことその他やむを得ない事由により前2項の土壌汚染等調査が行われないうとき(第2項の場合にあっては、知事が、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認めるときに限る。)は、当該土壌汚染等調査に係る土地の所有者、管理者又は占有者(以下この節及び第104条第1項において「所有者等」という。)に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、そ

の結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

5 第6条第3項の規定は、土壤汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

(趣旨)

(1) 第1項は、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所は、その事業活動に伴い土壤又は地下水汚染を生ずる可能性があることから、こうした事業所を設置している者は、自らが日常の点検等を行った結果において土壤又は地下水の汚染のおそれがあると認めるときなど、土壤汚染等対策指針に従い汚染状況を調査し、汚染状況の把握に努めなければならないとしたものです。

(2) 第2項は、特定有害物質等取扱事業者は、特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部の廃止をしようとする時は、土壤汚染等調査を行い、その結果を知事に報告するよう義務付けたものです。

なお、義務の対象となる特定有害物質等取扱事業所は、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業所、地下タンクでガソリンを貯蔵又は取り扱う事業所(消防法第11条第1項の規定により許可を受けているもの)としています。ただし、土壤汚染対策法の調査義務の対象となる土地である場合や、既に調査が行われた結果が知事に報告されている場合等を除きます。

(3) 第3項は、知事は、土壤又は地下水の特定有害物質の汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認める土地について、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壤又は地下水の汚染の状況について調査し、その結果を報告するよう求めることができるとしたものです。

なお、調査要請の対象となる事業者は、第1項と同様、現在又は過去に特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所を設置している者としています。

(4) 第4項は、土壤汚染等調査を行うべき特定有害物質等取扱事業者に資力がないこと等により土壤汚染等調査が行われない場合で、当該土地に土壤又は地下水汚染のおそれがあると認めるときには、土地の所有者等に対し、土壤汚染等調査を行い、その結果を報告するよう求めることができるとしたものです。

(5) 第5項は、土壤汚染等対策基準の策定又は改定に当たっては、学識経験者等の意見を踏まえて定める必要があることから、あらかじめ愛知県環境審議会の意見を聴くこととしたものです。

(解説)

(1) 「特定有害物質等取扱事業所」とは、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所としており、過去に特定有害物質を取り扱っていた事業所についても、土壤又は地下水の汚染のおそれがあることから、対象に加えたものです。特定有害物質等取扱事業所には、特定有害物質等を取り扱っていた工場や廃棄物の処理施設や最終処分場などが含まれます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のある土地の土壤については、条例第45条第3号の規定により条例第39条から第44条までの規定の適用を除外しています。

- (2) 「特定有害物質等取扱事業者」とは、特定有害物質等取扱事業所を設置している者です。これは、特定有害物質等取扱事業所を設置している者は、事業の実施において、土壌又は地下水の汚染の防止に努める義務を負うものであるとの考えからであり、土壌汚染対策法の調査・対策の義務を負う土地所有者等とは異なっています。
- (3) 「土壌汚染等対策基準」とは、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。
なお、この基準は、土壌汚染対策法の指定区域の指定に係る基準等と同じとし整合を図っています。
- (4) 「特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部の廃止をしようとするとき」とは、事業所の全部又は一部の廃止や譲渡など特定有害物質等取扱事業者の管理が及ばなくなる時点をいいます。事業所の敷地の一部を別の者に貸したり、売却(いわゆる切り売り)したりする場合等を含みます。
土壌汚染等調査が実施されないまま特定有害物質等取扱事業所廃止された場合は、汚染の存在が見逃されることがあるため、調査の実施等について義務化しています。
- (5) 「土地の所有者等」は、自らの土地の管理について責任を有しており、土地を特定有害物質等取扱事業者を使用させる場合には注意を払う必要があることや、土地を使用させることで対価を得ていることから、当該土地における土壌及び地下水汚染についても責任を有する者です。
また、土壌汚染対策法の規定では、土地に土壌又は地下水汚染が存在し、その汚染により健康被害を生ずるおそれがある場合は、土地の所有者等に調査や措置の義務が課せられることとなります。

Q 特定有害物質等取扱事業所の要件は何か。

A 特定有害物質等取扱事業所とは、特定有害物質等を使用、販売、製造、処理、保管 等により取り扱うすべての事業所を対象としています。なお、取扱量の多寡、業種による区分、特定の設備の有無などにかかわらずません。
なお、条例第44条では、一定の施設の存する等の土地について条例第39条から第43条までの規定の適用を除外しています。

Q 地下タンクでガソリンを貯蔵又は取り扱う特定有害物質等取扱事業所(以下「ガソリン貯蔵所等」という。)は、ガソリンスタンド以外であっても調査が必要か。

A ガソリン貯蔵所等については、地下タンク、地下配管等からの漏えいによる土壌・地下水汚染を想定して定められたものであり、ガソリンスタンド以外であっても調査が必要です。
なお、土壌汚染等対策指針に従い調査する際には、ガソリン貯蔵所等として消防法第11条第1項の規定による許可を受けた土地及び当該ガソリン貯蔵所等からの排水の配管がある土地は、原則として土壌汚染等対策指針の「第一調査区分地」又は「第二調査区分地」に区分してください。
それ以外の土地は、「その他の区分地」に区分して構いませんが、ガソリンの地下浸透事故やガソリンの貯蔵所等以外でのガソリンの取扱等、特定有害物質により汚染された土壌又は地下

水が存在するおそれがある場合は、「第一調査区分地」又は「第二調査区分地」に区分してください。また、土壌汚染等調査の結果、「その他の区分地」に接する土地で土壌汚染等が確認された場合は、その隣接する(斜め方向も含む)「その他の区分地」を「第一調査区分地」に変更して追加で調査・措置を実施してください。

Q 特定有害物質等取扱事業所の一部又は全部の廃止とはどのようなときをいうのか。

A 特定有害物質等取扱事業所の廃止とは、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所の事業を廃止することです。一部の廃止とは、当該敷地の土地を切り売りする場合等が該当します。

なお、施設の老朽化等による更新のために当該施設を撤去する場合や、これまで行っていた事業の業態を廃止する場合(当該土地が一時的に更地となっている場合を含む)であっても、当該事業者(特定有害物質等取扱事業者)が、当該土地で引き続き同一若しくは他の業態の事業を営む場合については、特定有害物質等取扱事業所の廃止とはなりません。

ただし、当該土地を更地とし何も事業を行わない場合や、土地や設備の売却又は返還によりそれ以降の事業を行う権限を有しなくなる場合等は事業所の廃止となり、調査及び報告の義務が生ずることとなります。

Q 土壌汚染対策法第3条の規定により調査義務が適用される場合も、条例による調査が必要なのか。

A 土壌汚染対策法第3条の規定に該当する事業所の土地は、条例第39条第2項の規定は適用されません。

施行規則第36条の2で対象としない旨を記述しています。

(土地の形質の変更をしようとする者の義務等関係 条例第39条の2)

(土地の形質の変更をしようとする者の義務等)

第39条の2 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況その他規則で定める事項について、土壌汚染等対策指針に従い調査し、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 三 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合において、当該土地の形質の変更をしようとする土地の土壌又は当該土地にある地下水が特定有害物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

(土地の形質の変更時の調査等を要しない行為 施行規則第41条)

(土地の形質の変更時の調査等を要しない行為)

第41条 条例第39条の2第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 土壌を当該土地の形質の変更をしようとする土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。

二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの

三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第1号イに該当しないもの

(趣旨)

- (1) 第1項は、規則で定める面積以上の土地において土地の掘削、盛土、切土その他の規則で定める行為を行おうとする者に、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況等について土壌汚染等対策指針に従い履歴調査を実施し、その結果を知事に報告することを義務付けるものです。

これは、汚染土壌の拡散や移動による二次的な汚染を未然に防止するため、土地の形質の変更に着手する前に、当該土地における土壌又は地下水汚染のおそれを推定するため、履歴調査の実施及び結果の報告を義務付けたものです。

- (2) 第2項は、形質の変更を行おうとする土地の土壌又は地下水が汚染され、又は汚染されているおそれがあるときは、知事は、土地所有者等に対し、汚染の状況について土壌及び地下水汚染の調査を行い、その結果を知事に報告するよう求めることができるとしたものです。

なお、この規定の適用がなされないことをもって、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染がないことが証明されたこととはなりません。

- (3) 第2項の規定により調査を実施し、土壌又は地下水汚染が判明した場合は、第40条の対象となり、汚染の拡散防止のための措置を実施する必要があります。

(解説)

- (1) 本条(第39条の2)は、土壌汚染対策法の改正により、第4条で一定規模以上の土地の形質の変更時の届出等の規定が設けられたことにより、改正前の第42条の規定を見直し、条例の規定や対象となる事業の考え方を法に合わせたものです。

- (2) 「規則で定める面積」とは3,000平方メートルで、実際に土地の形質変更を行う部分の面積により判断します。

- (3) 「土地の形質の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土の別を問わず、その他の規則で定める行為としていますが、規則で定める「その他」の行為として土地の造成、建築物又は工作物の建設に伴う土地の形質の変更があります。具体的には、土地の開墾(樹木の抜根)や整地等があります。

- (4) 土地の形質変更が第1項の各号に規定する行為に該当する場合及び形質の変更の内容が盛土のみである場合には、第1項の対象外(調査・報告は不要)とします。

- (5) 第1項の調査及び報告の義務を負う者は、当該形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者と開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、施行に関する計画の内容を決定する責任を有する者が該当し、一般的には発注者が該当するものと考えられます。
- (6) 土地の形質の変更は、汚染のおそれを判断するきっかけに過ぎず、土壌又は地下水汚染の原因者たる者ではないこと及び条例第39条の解説の(5)と同様の考え方から、第2項の規定により知事が調査の実施を求める者は、土地の所有者等とします。

Q 土地の形質の変更を行おうとする者が行う過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等調査(履歴調査)は、いつまでに実施すべきか。また、過去とは何年前まで遡ればよいか。

- A 土地の形質の変更(契約事務や設計等の準備行為は含まない)に着手する前までに調査し、報告することを義務付けるものです。
- 過去とは何年前までと決めることはできませんが、土壌汚染等対策指針において容易に入手できる範囲内で調査することが求められています。
- 具体的には、それ以前の土地の利用がなされていない又は農用地としての利用のみである時点まで遡れば足りるものとしてします。

Q 「土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000平方メートル以上」とは、どのようにとらえればよいか。1期計画、2期計画がある場合や土地区画整理のようにできるところから手をつけるような事業はどのように考えるのか。

- A 土地の形質の変更を行う部分の面積が3,000平方メートル以上とは、土地の形質の変更を行おうとする者が具体的な計画を定めた段階における実際に土地の形質の変更(掘削と盛土の別を問わない)をする場所の面積です。
- 同一の手続きにおいて調査・報告されるべき土地の形質の変更については、同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壌汚染等調査の機会をできるだけ広く捉えようとする趣旨から、同位置の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更の部分の面積が合計して3,000平方メートル以上となる場合には、まとめて一の行為とみて、調査・報告の対象とすることが望ましいです。
- ただし、1期計画、2期計画と区分されている場合であって、各計画が事業認可等で明確に分かれている場合等については、計画ごとに調査・報告を行うことも可能です。
- なお、名古屋市内における土地の形質の変更については、本規定は適用除外となり、名古屋市条例(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例)が適用されます。

(汚染の拡散防止のための措置等関係 条例第40条)

(汚染の拡散防止のための措置等)

第40条 土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第39条第4項若しくは前条第2

項の土壤汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壤汚染等調査の結果、当該土壤汚染等調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 土壤汚染対策法第3条第1項に規定する者又は同法第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による命令を受けた者であって、同法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、土壤汚染等対策指針に従い、当該届出に係る汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第1項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができると知事が認める場合

二 当該汚染について次条第1項の規定による命令があった場合

三 当該汚染に係る土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があった場合

4 知事は、第1項の規定による届出をした者以外の者の行為によって当該届出に係る汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、前項の規定は、適用しない。

5 土地の所有者等は、当該土地の区域について土壤汚染対策法第11条第1項の規定による指定がされたときは、土壤汚染等対策指針に従い、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第2項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができると知事が認める場合は、この限りでない。

6 知事は、前項に規定する土地の所有者等以外の者の行為によって同項の汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、同項の規定は、適用しない。

(趣旨)

(1) 第1項は、特定有害物質等取扱事業所における土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときに、直ちに、汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、汚染の状況及び講じた応急措置の内容を届け出るよう義務付けたものです。これは、汚染への早期対応により、汚染の拡散を防

止するとともに、汚染の状況及び講じた応急措置の内容を届け出させることにより、汚染の状況を的確に把握することができ、また、応急措置が適切に行われているかどうかの確認をするものです。

- (2) 第2項は、土壤汚染対策法の規定に基づく調査で土壤汚染が判明した場合も、土地の所有者等に対し第1項と同様の応急措置の実施等を同様に義務付けるものです。これは、法には応急措置の規定はありませんが、応急措置は土壤又は地下水汚染が判明したすべての事案について実施されることが必要なことから、法の規定により調査が行われ汚染が判明した場合についても、同様に義務付けるものです。
- (3) 第3項は、条例の規定により調査を実施し汚染が判明した場合について、汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置の実施を義務付けるものです。なお、応急措置等既に講じられた措置により、汚染の拡散を確実に防止できる場合は不要とします。

措置の実施については、特定有害物質等取扱事業所において取り扱い、又は取り扱っていた特定有害物質を対象としているので、それ以外の物質に関しての措置の実施を意図したものではありません。
- (4) 第4項は、知事は、汚染の拡散を確実に防止するための措置の実施が義務付けられている者（第1項の規定により届出を行った者）以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかであり、その者に措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その者に措置を講ずるよう求めるとするものです。
- (5) 第5項は、土壤汚染対策法の規定により形質変更時要届出区域となった土地について、汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置の実施を義務付けるものです。なお、第3項の規定と同様に、応急措置等既に講じられた措置により、汚染の拡散を確実に防止できる場合は不要とします。
- (6) 第6項は、形質変更時要届出区域となった土地について、第4項と同様に、知事は、当該土地の所有者等以外の者の行為によって汚染が生じたことが明らかであり、その者に措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その者に措置を講ずるよう求めるとするものです。

(解説)

- (1) 「応急の措置」とは、計画を定めて本格的な汚染の除去等の措置を行う前段階として当面講ずべき措置であり、土壤汚染等対策指針で定めています。応急措置の内容としては、不透水シート等による雨水の遮断防風ネットによる土壤の飛散防止、周辺飲用井戸管理者への通報・周知、立入禁止柵の設置等です。
- (2) 条例では、早期対応により汚染の拡散を防止するため、計画を定めて本格的な措置を行う前段階として当面講ずべき応急措置を、従来から義務付けています。

土壤汚染対策法には応急措置の規定はありませんが、応急措置は土壤又は地下水汚染が判明したすべての事案について実施されることが必要なことから、法の規定により調査が行われ汚染が判明した場合についても、同様に義務付けています。
- (3) 土壤及び地下水の汚染は未然に防止することが重要であるため、周辺への汚染の拡散を確実に防止するための措置を行う必要があります。

また、土壤汚染対策法の規定に基づき調査を行い汚染が判明し、形質変更時要届出区域に

指定された場合は、法の規定では措置の実施を求められないので、同様に周辺への汚染の拡散を確実に防止するための措置を行うことが必要です。

- (4) 汚染の拡散を確実に防止するための措置を義務付けるため、義務の対象者である特定有害物質等取扱事業者や土地の所有者等以外に汚染の原因者が判明している場合は、汚染者負担の原則に基づき原因者に措置を求める必要があります。

Q 拡散防止措置を実施しなければならないのは誰か。

A 条例では、事業を実施する者が、土壌又は地下水の汚染の防止に努める義務を負う者であると考えます。そのため、汚染が当該事業者起因するものであれば、汚染者負担の原則により事業を実施する者が拡散防止措置の実施に責任を負うべきものと考えます。その他の場合においては、土地の所有者等(当該土地に関する権限を持っている)又は特定有害物質等取扱事業者(当該土地において特定有害物質等を取り扱っていたことがあり、当該土壌又は地下水汚染の状況を把握している)となります。

(汚染の原因者に対する措置命令等関係 条例第41条)

(汚染の原因者に対する措置命令等)

第41条 知事は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、かつ、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する土地があると認める場合において、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかであり、かつ、その行為をした者に当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講じさせることが相当であると認めるときは、当該被害を防止するために必要な限度において、その者に対し、相当の期限を定めて、土壌汚染等対策指針に従い汚染の除去等の措置を定め、当該汚染の除去等の措置に関する計画書(以下「土壌汚染等処理計画書」という。)を作成し、これに基づき当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、当該土壌汚染等処理計画書を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により土壌汚染等処理計画書を提出した特定有害物質等取扱事業者は、当該汚染の除去等の措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(趣旨)

- (1) 第1項は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、かつ、人の健康に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する土地があると認める場合において、その行為をした特定有害物質等取扱事業者に当該汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該被害を防止するために必要な限度において、その者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができるとしたものです。これは、土壌又は

地下水汚染が生じており、かつ、汚染により人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には速やかに対応する必要があることから汚染の除去等の措置を講ずることとしたものであり、この規定は、汚染者負担の原則に従って定めたものです。

- (2) 第2項は、第1項の規定により、土壌汚染等処理計画書を作成するよう命じられた特定有害物質等取扱事業者に対し、作成した土壌汚染等処理計画書を知事に提出することを義務付けることとしたものです。これは、提出された土壌汚染等処理計画書の内容が、土壌汚染等対策指針に従ったものであるのかを確認することにより、当該計画が適正であるかどうかを判断するものです。
- (3) 第3項は、第2項の規定により、土壌汚染等処理計画書を提出した特定有害物質等取扱事業者は、当該汚染の除去等の措置が完了したときは、知事に届け出るよう義務付けることとしたものです。これは、完了届により汚染の除去等の措置の完了を確認するものです。

(汚染の状況等の公表関係 条例第42条)

(汚染の状況等の公表)

第42条 知事は、第39条第2項から第4項まで若しくは第39条の2第2項の規定による報告又は第40条第1項若しくは第2項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

(趣旨)

この規定は、知事は、特定有害物質等取扱事業者又は土地の所有者等から、第39条第2項から第4項まで若しくは第39条の2第2項の規定による報告又は第40条第1項若しくは第2項の規定による届出があった場合に、人の健康若しくは生活環境の被害を防止する観点から、県民に速やかに情報を公開し、県民の不安解消を図るとともに、事業者の対策等に関し、県民の理解を得るものです。

(汚染の拡散防止のための措置等に係る勧告関係 条例第43条)

(汚染の拡散防止のための措置等に係る勧告)

第43条 知事は、特定有害物質等取扱事業者、土地の所有者等若しくは土地の形質の変更をしようとする者が第39条第2項、第39条の2第1項、第40条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第41条第2項若しくは第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は第39条第3項若しくは第4項、第39条の2第2項若しくは第40条第4項若しくは第6項の規定による知事の求めに応じない者があるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(趣旨)

この規定は、第39条第2項、第39条の2第1項の規定による報告、第40条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定による届出、第41条第2項の規定による計画書の提出、同条第3項の規定による届出を行わないとき、又は第39条第3項若しくは第4項、第39条の2第2項若しくは第40条

第4項若しくは第6項の規定による知事の求めに応じないときは、特定有害物質等取扱事業者又は土地の所有者等に対し、必要な措置を勧告できることとしたものです。

(適用除外関係 条例第44条)

(適用除外)

第44条 第39条から前条までの規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

- 一 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する農用地
- 二 土壤汚染対策法第6条第1項の規定により指定された同条第4項に規定する要措置区域内の土地
- 三 前2号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設の存する土地

(趣旨)

本条は、農用地については、農用地の土壤の汚染防止に関する法律に基づき、土壤汚染があれば汚染対策が講じられるほか、肥料取締法、農薬取締法等により、十分管理されているため適用除外としたものです。また、土壤汚染対策法第6条の規定により、要措置区域内の土地にあつては、同法により土地の管理がなされるため適用除外としたものです。廃棄物処理施設等が設置されている土地の土壤についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、施設の構造基準、維持管理基準が定められており、これらの基準で、飛散防止、地下への浸透の防止等が義務付けられていることから、適用除外としたものです。

また、規則で定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び鉱山保安法第8条第1項の規定により認可を受け、又は同条第2項の規定により届出をした施設のある土地の土壤についても、同様の趣旨で適用除外としたものである。

(解説)

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第1項に規定する「農用地」とは、「耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地」をいい、農用地に該当するかどうかの判定は、同法の趣旨・目的により、登記等をもとに形式的になされるものではなく、その判断が行われる時点における土地の現況に即して実質的に判断されます。

(自主調査に係る報告等関係 条例第45条)

(自主調査に係る報告等)

第45条 この節の規定に基づき行う土壤汚染等調査及び土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤汚染等調査(以下「自主調査」という。)を土壤汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該

汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があった場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者又は当該報告に係る土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことができる。

(趣旨)

- (1) 第1項は、土壤汚染対策法や本条例の規定によらずに、自主的に実施した土壤・地下水の汚染の状況調査(自主調査)の結果、土壤又は地下水汚染が判明した場合は、調査を実施した者は知事に報告するよう努めなければならないとしたものです。
- (2) 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、報告者又は土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことを規定しています。

(解説)

- (1) 土地の取引や資産評価等のために実施される自主調査により判明した土壤又は地下水汚染が多く報告されており、県では汚染事例全体の約4割となっています。
自主調査により判明した汚染については、行政指導により任意の報告や措置を求めています。統一した取扱いを行いにくい状況であるため、自主調査結果の報告及び知事の助言について条例に位置付けています。
- (2) 第1項は、指針に従って土壤又は地下水の汚染の状況の調査を行った結果、土壤汚染が判明した場合に、知事への報告に努めるよう規定しています。
なお、これにより、自主調査を行おうとする者に対し、土壤汚染等対策指針に基づき調査するよう求めています。
- (3) 第2項は、自主調査により土壤又は地下水汚染が判明した場合であっても、適切な措置等がなされるよう規定したものです。

Q 指針に従わない調査により土壤汚染が判明した場合は、どうなるのか。

A 指針の調査方法の内容を満たさない調査結果では、土壤汚染の有無や程度について適切に判断できないため、原則として指針に従った調査の実施を指導することとなります。

なお、この時点で、早急な対応が必要であると判断される場合は、応急的にこの結果を判断し措置を求めることがあります。

(汚染土壤処理業に係る生活環境影響調査の実施等関係 条例第45条の2)

(汚染土壤処理業に係る生活環境影響調査の実施等)

第45条の2 土壤汚染対策法第22条第1項又は第23条第1項の許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壤処理施設(以下「汚染土壤処理施設」という。)において同法第16条第1項に規定する汚染土壤(以下「汚染土壤」という。)を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調

査」という。)を行わなければならない。

2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。

4 第2項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。

5 知事は、第1項又は第2項に規定する者がこれらの規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(趣旨)

- (1) 第1項は、土壌汚染対策法で規定する第22条第1項で規定する汚染土壌処理業の許可の申請をしようとする者に、当該汚染土壌の処理の事業の実施に伴う生活環境影響調査の実施を義務付けるものです。
- (2) 第2項は、第1項の生活環境影響調査を実施した者は、その結果を勘案し、汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、生活環境影響調査の結果書とともに知事に提出するよう義務付けたものです。
- (3) 第3項は、第2項で提出のあった計画書について、知事が生活環境の保全上の観点からの意見を行うことを規定したものです。
これは、提出された計画書の内容が、周辺の生活環境影響について回避・低減できるよう配慮されたものであるかを確認し、必要な意見を行うこととしたものです。
- (4) 第4項は、第2項の計画書を提出した者は、実際の汚染土壌の処理の事業の実施にあたり、第3項で知事からなされた意見を反映するように努めなければならないことを規定したものです。
- (5) 第5項は、第1項から第4項までの規定を遵守していない者に対する勧告について規定するものです。

(解説)

生活環境影響調査は、事業者自らに影響を適切に回避・低減する措置を検討させられる効果があるため、汚染土壌処理業の許可を受けようとする者に対しその実施を義務付けています。また、知事が生活環境の保全上の見地から意見を述べ、事業者は汚染土壌の処理の事業にその意見を反映させるよう規定しています。

Q 生活環境影響調査とは、どのような調査なのか。

A 生活環境影響調査とは、汚染土壌の処理の事業を実施する場合に、周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかについて事前に調査・予測を行い、その結果を分析することにより、その地域の状況に応じた適切な生活環境保全対策を検討するために実施するものです。

具体的な調査項目としては、大気環境(大気、騒音、振動及び悪臭)及び水環境(水質及び地下水)並びに土壌環境に関するものです。当該施設の稼働並びに当該施設に係る汚染土壌の搬出入及び保管等に伴う影響が生じることが想定されるものに関して事前に調査するものです。